

令和9年度 天童市保育所等利用案内

令和9年4月1日入所の申込みについての案内です。

保育所等の入所は、調査を行い保育の必要性が高い方から、各保育施設の年齢ごとの児童受入可能人数に応じて決定します。

1. 入所申込について

入所申込することができるのは下記の要件にすべて当てはまる方です。

- ・天童市内に住所を有する方
- ・保育を必要とする理由(別表1)のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な方
- ・児童の年齢が令和9年4月1日現在の満年齢(別表2)で保育施設の対象年齢に該当する方

注意事項

- ・育児休業取得中の場合は令和9年5月1日までに復職される方が対象となります。
- ・令和9年5月2日以降に復職する場合は、途中入所(各月1日入所)となります。
- ・途中入所申込については市ホームページまたは子育て支援課にお問い合わせください。
- ・認定こども園の幼稚園部分および私立幼稚園への入所を希望する方は直接保育施設に入所申込してください。

保育を必要とする理由(別表1)

- ① 月48時間以上就労している(会社、自営業等、内職を含む)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

※育児休業取得中の場合は令和9年5月1日までに復職される方が対象となります。

令和9年4月1日現在の満年齢(別表2)

令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれ…満5歳
令和 4年4月2日～令和 5年4月1日生まれ…満4歳
令和 5年4月2日～令和 6年4月1日生まれ…満3歳
令和 6年4月2日～令和 7年4月1日生まれ…満2歳
令和 7年4月2日～令和 8年4月1日生まれ…満1歳
令和 8年4月2日～…満0歳



2. 申込の手続きについて（令和9年4月1日入所希望の方のみの受付となります）

申込期間 令和8年9月7日（月）～9月11日（金） 午後2時～午後5時
令和8年9月14日（月）～9月18日（金） 午前10時～午後5時
※申込期間以外の受付はできません。

受付場所 天童市役所 1階ロビー（正面玄関入って右手側）

申込方法 申込書類の必要事項を記入のうえ、必ず申込書類がすべて揃ってから市役所に提出してください。受付時には、書類の確認および家庭状況の聞き取り調査を行います。混雑する場合があるため、時間に余裕をもってお越しください。

申込書類 市役所や各保育施設で配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

☐ 教育・保育給付認定申請書

☐ 保育施設等の利用申込書
（兄弟同時申込で別の保育施設へ申し込みの場合、申込児童1人につき1枚必要です。）

☐ 家庭状況書

☐ 児童状況書兼健康状況申告書
（兄弟同時申込の場合、申込児童1人につき1枚必要です。）

☐ 申込添付書類
（申請者および同一世帯に属する保護者分を提出してください。）
（以下の「申込添付書類一覧」を確認いただき、該当する書類を提出してください。）

【申込添付書類一覧】

会社等に就労している方 （正規職員やパート等）	☐ 就労証明書 ※事業主から証明を受けてください。 ※育児休業取得中の方は <u>復職(予定)年月日が令和9年5月1日までの日付である場合は入所申込できます。</u>
自営業、農業従事者の方	☐ 就労証明書 ☐ 事業内容がわかる書類（事業開始届・取引証明書・確定申告書（収支内訳書）の写し等）
妊娠・出産 （令和9年4月1日を基準日として 出産予定日の前8週後8週の方）	☐ 母子健康手帳の写し等（表紙と出産予定日のわかるページ） ※多胎妊娠の場合は産前14週から産後8週の間
保護者（児童）の疾病・障害	☐ 主治医の診断書または身体障害者手帳の写し等
親族等の介護・看護	☐ 主治医の診断書または身体障害者手帳の写し、介護保険証の写し等
災害復旧中	☐ 災害証明書の写し等
求職中	☐ 求職活動に関する申告書（別様式） ☐ 求職中であることがわかる書類（ハローワークの受付票等）
就学中	☐ 在学証明（就学時間、在学期間がわかる書類の写し等）
これから天童市に転入される方	☐ 令和8年度課税証明書 ☐ 転入誓約書（別様式）

※申込の内容に応じて、上記の他にも書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

<注意事項>

●幼稚園部分の申し込みについて

認定こども園(あけぼの幼稚園、天童なでしここども園、みくに幼稚園、星幼稚園天童、にこにこ子どもの家、キンダー水木こども園、つばさのもり愛宕こども園、天童東幼稚園、天童しぜん幼稚園、たかだま幼稚園、小百合保育園、つばさのもりこども園)は保育部分(2号認定・3号認定)の受付になります。幼稚園部分(1号認定)の申し込みは各保育施設で行ってください。

●小規模保育事業所について

小規模保育事業所は、2歳児までの保育となります。卒園後は、各保育施設が設定する連携施設に入所できます。連携施設以外への入所を希望する場合は、改めて入所申込みが必要です。詳しくは各保育施設へお問い合わせください。

●途中入所申込について

令和9年5月1日以降の途中入所をご希望の場合は、入所希望月の前々月10日頃から前々月末日までが申込期限となります。今回の申込の対象とはなりませんのでご注意ください。

●入所決定について

入所の決定は先着順ではありません。家庭状況に応じて指数化し、市が決定します。基準となる指数表はホームページで確認することができます。

なお、入所申込時の申告内容に変更があった場合は、子育て支援課に変更内容をご連絡ください。

3. 入所までの流れについて

- ①9月7日～9月18日 保育所等入所申込
- ②12月上旬 認定証、入所内定通知書(市から)及び健康診断案内(保育所等から)の発送
- ③1月ごろ 健康診断 ※保育所等により実施方法は異なります。
- ④2月～3月 保育料決定通知、保育所等入所承諾書(市から)、一日入園案内(保育所等から)の発送
- ⑤4月 入園式

4. 教育・保育給付認定について

保育所等を利用するためには、認定を受ける必要があります。

市が下記の区分により認定し、認定証を交付します。(入所の決定通知ではありません。)

認定区分	対象となる子ども	利用できる保育施設等
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定除く)	認定こども園 幼稚園(新制度)
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	認定こども園 認可保育所
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする子ども	認定こども園 認可保育所 小規模保育事業所

※保育所等を利用する場合は、2号認定または3号認定となります。

5. 保育の必要量と有効期間について

2号または3号認定は、保育を必要とする事由別に、1日11時間まで利用できる「保育標準時間」と、1日8時間まで利用できる「保育短時間」に区分されます。保育時間は、保育施設ごとに設定され、上記時間を超える保育については、延長保育となります。

また、認定証の有効期間も保育を必要とする事由別に異なります。就学前に有効期限が過ぎた場合は、新たに保育を必要とする認定申請が必要となります。

平日の保護者の休業日は、自宅での保育、短い時間での保育への協力をお願いする場合があります。仕事の時間に合わせての保育になりますので、仕事が終わりに次第速やかにお迎えをお願いします。

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定証の有効期間
就労（月120時間以上）	標準時間（1日11時間まで）	就学前まで
就労（月48時間以上）	短時間（1日8時間まで）	就学前まで
妊娠・出産 （産前8週・産後8週）	標準時間（1日11時間まで）	産前8週から産後8週の間 （多胎妊娠の場合は産前14週・産後8週）
保護者の疾病・障がい	通院状況等による	就学前まで
同居親族の介護	介護状況等による	就学前まで
災害復旧	標準時間（1日11時間まで）	復旧活動終了まで
求職活動	短時間（1日8時間まで）	90日間
就学	就学時間による	保護者の就学期間による
育児休業 （兄弟の継続利用に限る）	短時間（1日8時間まで）	就学前まで

6. 利用者負担額（保育料）について

保育料は、原則として、児童の父母の市民税額の合計によって決定します。

金額については、市ホームページに掲載または子育て支援課窓口で配布している、天童市利用者負担額（保育料）表をご覧ください。（ただし、延長保育や、保育施設によっては教材費等の実費がかかる場合があります。詳しくは各保育施設の施設案内をご覧ください。）

※保育料の算定に用いる税額は、市税務課より送付された「市民税・県民税 税額決定通知書」をご覧ください。対象となる金額は「市民税」の所得割額です。（住宅借入金等特別控除・ふるさと納税寄附金控除等がある方は、税額控除前の税額を確認してください。）

保育料	算定に用いる税額
令和9年4月～令和9年8月まで	令和8年度市民税
令和9年9月～令和10年3月まで	令和9年度市民税

※3歳児以上と0歳～2歳児の市民税非課税世帯及び市民税所得割額が97,000円未満の世帯については、基本保育料が無償化の対象となります。副食費（おかず、おやつ代）については、園に納入していただくこととなります。ただし、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の児童と未就学児第3子以上の児童については、副食費の納入が免除されます。

お問い合わせ
天童市健康福祉部
子育て支援課こども育成係
TEL 023-654-1111
（内線 724～726）